

長崎労働基準監督署発表
令和2年9月2日（水）

令和2年9月2日

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 内山 昭宣

○ 第一方面主任監督官 佐々木博史

電話 095-846-6391 (17:15 まで)

095-846-6354 (17:15～20:00)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～労働災害の報告義務を怠った疑い～

長崎労働基準監督署（署長 渡邊 正）は、本日、日章工業株式会社及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の容疑で、長崎区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

被疑者は、平成31年1月19日、雇用する労働者がガス溶断作業中に熱傷を負い、8日間休業した労働災害に関して、遅滞なく長崎労働基準監督署長に対し、労働者死傷病報告を提出しなかった疑い（いわゆる「労災かくし」）。

1 被疑者

(1) にっしょうこうぎょう 日章工業株式会社

所在地 : 長崎県長崎市淵町

事業内容 : 船舶溶接、部品組立等

(2) 代表取締役 A

2 違反条文

被疑者日章工業株式会社、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

同 法 第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

同 法 第120条第5号（罰則）

同 法 第122条（両罰規定）

3 被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が業務上の負傷等によって4日以上休業したときは、所轄労働基準監督署長に当該労働災害の発生状況等を労働者死傷病報告により報

告するように規定されていますが、被疑者 A は、被疑者日章工業有限会社の労働者が平成 31 年 1 月 19 日、ガス溶断作業中に熱傷を負い、4 日以上休業したにも関わらず、労働災害の発生事実を隠蔽するために、故意に労働者死傷病報告を提出しなかった疑いがあるものです。

4 その他

労働災害の発生事実を隠蔽又は虚偽の内容を記載して提出するいわゆる「労災かくし」は、労働災害の発生状況を正確に把握することを妨げ、災害防止対策の推進に支障を来すとともに、労働者災害補償保険法による被災労働者の適正な救済が図られない可能性がある等、さまざまな問題があります。

そのため、長崎労働基準監督署としては、「労災かくし」に対し、司法処分を含め厳正に取り組んでおり、今後も労災かくしの排除に努める方針です。

なお、労災かくし事案について、長崎労働局管内において過去 5 年間（平成 28 年以降）で平成 29 年に 1 件、平成 30 年に 1 件、平成 31 年（令和元年）に 2 件、令和 2 年に 2 件（本件含む）の合計 6 件送致を行っています。

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（報告等）

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（第二項及び第三項省略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

（第一号から第四号省略）

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

（第六号省略）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）

（労働者死傷病報告）

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。